小作争議調査表

No. C(?)

（月報番號第一二八號）

（昭和八年十一月分）

項目	内容
場所	浮羽郡吉井町大字長ヶ坪
關係人員	地主 鐘ヶ淵紡績株式会社 小作人 中村宗平外九名
地主關係團体	ナシ
原因	鐘ヶ淵紡績会社は吉井町所在製糸工場を買収し該工場拡張の為用地買収方を吉井町長に依頼したるを以て町長は町議等と共に十一月初旬より買収に着手し面積地主の承諾を得て小作人に対し土地返還方を要求したるも反当り二百円の離作料を要求し之に応ぜざるに因る
發生	昭和八年十一月一日
終熄	昭和八年十一月十九日
關係地種類面積	田三町四反三畝十歩 宅地千七百坪
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合会
要求事項	土地返還要求
經過	小作人に対し町長、町会議員、商工会幹部が種々諒解に努め作料譲歩反当二百二十円迄離作料提供する迄に譲歩したるも小作人側譲らざる為に所轄警察署長に之か調停方を依頼したり 十一月十九日署長は関係小作人を吉井町役場に召致し調停に努めたる結果遂に相方互譲し下記の通り円満解決せり
結果	一、吉井町在住の者は反当り百五十円の離作料を給すること 二、其他の者は反当り百七十円の離作料を給すること

財團法人協調會福岡出張所

備考